

172 災害時における輸送業務に関する協定

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
一般社団法人兵庫県タクシー協会 【平成 27 年】	6140005001552	サプライ関連事業者 【運輸業、郵便業】	兵庫県

取組の概要

災害時における神戸市との輸送協力協定を神戸市と締結

- 大規模災害時には、車両の確保が困難となり、応急対策に必要な人員を迅速に投入できない事態や、必要な物資を輸送できない事態が想定される。
- また、人工呼吸器装着患者や透析患者、その他福祉避難所等での対応が必要な災害時要援護者についても、移送手段を確保できない事態が多発することが想定される。
- このため、一般社団法人兵庫県タクシー協会では、神戸市からの協力要請に応えて、通常業務に優先して、応急対策等を行う人員や物資、要援護者の輸送等の協力をを行う協定を結んだ。



▲兵庫県タクシー協会に所属するタクシー

取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

災害時の要援護者の移送にタクシーを利用

- 全災害時、介護が必要な要援護者を避難所から病院へ移送する際には、原則として、家族等が移送を行うこととなるが、実際の被災時には、移送手段を持たない方が相当数発生することが懸念される。阪神・淡路大震災の際には、被災者同士や近隣の方による助け合い、あるいは多くのボランティアの方々に支えられて、要援護者の移送がなされた。
- このため同協会は、神戸市からの災害時の輸送協力の打診を受け、要援護者の移送に加え、応急対策等を行う人員や物資輸送を含めた包括的な協力をうため、神戸市との協定を締結した。自然災害の発生時においては、家族等がいなくて在宅で人工呼吸器を装着されている場合、家族がいてもタクシーの要請を個人では断られた場合等には、この協定に基づき同協会が要援護者の移送を行うことになっている。
- また、同協会では、神戸市に加えて、隣接する 7 つの市・町においても、上述と同様の申し合わせを行っている。

職員の移動や物資の輸送にも活用予定

- 大規模災害時には、車両確保が困難となり、自治体職員が応急対策に向かおうにも、必要な輸送力が確保できなくなる事態が想定される。また、道路の寸断等のため、必要な物資の輸送が困難となることも考えられる。物資を運ぶ際には、一度に大量の運搬が可能なトラックの利便性が高いが、阪神・淡路大震災においては、瓦礫等の散乱により大型車両が通行不可能になったケースが数多く見られた。
- 同協会と神戸市との協定により、車両確保が困難な場合でも応急対応を行う自治体職員をタクシーで移送できるとともに、多少の瓦礫等が散乱している道路であっても、小回りの効くタクシーであれば、避難所等への物資輸送が可能となる場面があると想定している。

取組の平時における利活用の状況

会社間の連絡網の整備と活用

- 協定に基づいた移送等の円滑に行うため、神戸市内の同協会の事業者は、神戸市内の 9 つの区を 3 つに分けて、それぞれの連絡体制責任者を定め、その下に複数の連絡担当事業者を設けるなど、全事業者への連絡ができるよう連絡網を整えた。連絡網は、災害時以外の緊急連絡等、平時も活用もしている。

周囲の声

- 今回の協定では、次の 2 点を期待している。1 点目は、災害が発生した時に、応急対応を行う職員が災害現場や避難所等に向かう時に、車両の確保が困難な場合には、タクシーが利用できれば、人員輸送について迅速な対応が可能となることである。2 点目は、備蓄物資や他都市等からの応援物資等の輸送も、道路状況によってはトラックに代わり、小回りの効くタクシーであれば、避難所等への配送が可能となるので、幅広い輸送体制を確立することである。(地方公共団体)